

緑のボランティアに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人佐倉緑の基金（以下「この法人」という。）がその事業を行うにあたり広く市民の参加と協力を得るために、緑のボランティア登録制度に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置と活動)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するために、緑のボランティア登録制度を設置する。

- 2 緑のボランティアは、次の活動を行う。
 - (1) この法人の公益目的事業を支える活動
 - (2) 佐倉動植物保護監視員としての活動
 - (3) ある団体が行っている自主的な活動だが、この法人の公益目的と合致することを、この法人が認めた活動
 - (4) その他前条の目的を果たすために必要な活動
- 3 前項第2号及び第3号に関し必要な事項は、別に定める。

(構成と資格)

第3条 緑のボランティアは個人及び団体によって構成される。

- 2 緑のボランティアに登録できるものは、希望者であって代表理事が認めるものとする。
- 3 登録を希望するものは、健康状態や既往症等を考慮し、ボランティア自身による注意義務を怠らないようにし、自己責任において参加するものとする。

(任期と更新及び登録満了)

第4条 緑のボランティアの任期は3年とする。

- 2 登録者が希望すれば、更新することができる。ただし、次の号に規定されるものについては、この法人の判断により、活動に制限を加えることができる。または任期途中であってもその登録を終了させることができる。
 - (1) 任期中に一回も活動を行わなかったもの
 - (2) 登録者の申し出により登録を辞退するもの
 - (3) 社会的良識ある行動を逸脱している、あるいは団体においてグループとしての統率がとれていないと、代表理事が認めるもの
 - (4) 登録者の健康状態や既往症により、これまでの活動継続が困難と判断される場合

(諸謝金)

第5条 緑のボランティア活動は、自発的な行動によることを基本とする。

- 2 緑のボランティア活動に対する謝礼は、無償又は有償とする。
- 3 活動に伴う費用を支弁することができる。
- 4 第2項に関し必要な事項は別に定める。

(事故)

第6条 登録した者は、本人自身または団体による注意義務を怠らないようにし、自己責任において参加するものとする。

2 当法人は、登録者の不注意による事故等の責任は一切負わない。

(登録者の承諾)

第7条 登録する個人は、この要綱の内容を了承したうえで承諾書を提出する。

2 登録する団体は、この要綱の内容を会員に周知し、団体として了承したうえで承諾書を提出する。

3 承諾書の様式は別に定める。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、緑のボランティアに関し必要な事項は、別に代表理事が定めるものとする。

(改廃)

第9条 この要綱の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

この要綱は、平成22年10月7日から実施する。

附則

この法人の移行登記の日までの間、「公益財団法人佐倉緑の基金」を「財団法人佐倉緑の銀行」、「代表理事」を「理事長」と読み替えるものとする。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。